

令和 3 年和泉市教育委員会第 2 回臨時会

日 時:令和 3 年 11 月 25 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所:和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事	飯阪 陽次
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	辻野 喜信
教育総務課長	鍛冶 公哉
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	川崎 由美
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習推進室長	西田 尚司
青少年センター所長	堀内 真弓

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 審議事項
議案第34号 令和3年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について
(仮称)榎尾学園整備事業請負契約の締結について
4. 承認事項
(1)財産取得について(ACアダプタ)
5. 報告事項
(1)損害賠償の額の決定及び和解について(旧文化財収蔵庫跡地埋設雨水管処理)
6. その他の報告事項等
7. 閉会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和 3 年和泉市教育委員会第 2 回臨時会を開会させていただきます。 本日は、(仮称)槇尾学園整備事業請負契約の締結に係る手続きの関係から、先々週に引き続きの開催をお願いしております。 前回の会議録については、事務局で作成中でありますので、その確認は、本日の会議録とあわせて、後日、送付しますのであわせて、確認をお願いいたします。 今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と西家委員にお願いいたしますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項 2 件、承認事項 1 件、報告事項 1 件の予定で事前に資料配付させていただいておりましたけれども、審議事項のうち、議案第 35 号の青少年センターの件につきましては、「その他の報告事項等」の項で取り扱うことを昨日メールでお願い申し上げたところですが、まだまだ精査が必要であると事務局の方で判断いたしましたので、「その他の報告事項等」からも取り下げをさせていただきます。大変申し訳ありませんが、よろしくお願いします。 よって、本日は、審議事項 1 件、承認事項 1 件、報告事項 1 件となります。 議案第 34 号「令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について (仮称) 槇尾学園整備事業請負契約の締結について」、学校園管理室から説明願います。
辻野次長	学校園管理室の辻野です。 議案第 34 号. 令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について (仮称) 槇尾学園整備事業請負契約の締結について、ご説明いたします。 資料 1 ページをお願いします。 当案件は、(仮称)槇尾学園整備に係る設計・施工一括発注に伴う予算について、補正予算によって措置しまして、これまで事業者の選定を進めてまいりました。 事業者選定の結果ですが、契約の相手方は、松井建設・深阪工務店・山田総合設計特定建設工事共同企業体となりまして、34 億 3,079 万円で現在、仮契約を締結しておりますが、1 億 5,000 万円を超える工事請負契約となりますことから、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、本契約の締結には市議会の議決を要しますことから、令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会にて議決を求め、本契約を締結しようとするものでございます。 なお、本契約締結後は、実施設計に着手し、順次体育館、新校舎等の工事を進め、令和 7 年 4 月の開校をめざすものでございます。 以上です。

小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 34 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】
小川教育長	ご異議がないようですので、議案第 34 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、承認事項に移ります。 承認事項 1「財産取得について(AC アダプタ)」、学校教育室から説明願います。
大野室長	学校教育室の大野です。 承認事項 1. 財産取得について(AC アダプタ)、令和 3 年第 11 回定例会において、事務手続きについてご説明いたしました。が、議案内容も含めてご説明いたします。 資料 9 ページをお願いします。 令和 3 年和泉市議会第 3 回定例会にて補正予算の可決を賜りました AC アダプタの購入について、入札執行に際しての予定価格が 2,000 万円を超えており、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結には、議会の議決を要することから、令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会において議決の上、本契約の締結となります。 11 月 12 日の入札終了後、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育長の臨時代理を行いましたので、教育委員会の承認をいただきたいものでございます。 仮契約締結価格は 2,261 万 6 千円、仮契約締結の相手方は株式会社エヌ 代表取締役 中塚 利彦(なかつか としひこ)でございます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 承認事項 1 について、承認することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、承認事項 1 は、承認いたします。 承認事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。 報告事項 1「損害賠償の額の決定及び和解について (旧文化財収蔵庫跡地埋設雨水管処理)」について、生涯学習推進室から説明願います。

西田室長	生涯学習推進室の西田です。 報告事項 1. 損害賠償の額の決定及び和解について(旧文化財収蔵庫跡地埋設雨水管処理)、ご説明いたします。 資料 13 ページをお願いします。 本案件は、財産処分の所管である総務部総務管財室から議案第 53 号として、令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会に提案し、総務企画委員会にてご審議いただくものとなっておりますが、本室所管の体育施設である光明池球技場の構造物であることから、本臨時会において、ご報告申し上げるものでございます。 概要ですが、一般競争入札により相手方に売却した旧文化財収蔵庫跡地において、隣接する市立光明池球技場の埋設雨水管が当該跡地を経由して公道上の埋設雨水管に接続されていることが確認されました。相手方である株式会社聖工業の土地利用の支障となり、処理を要することとなったものです。 当該跡地は、昭和 59 年に市が大阪府から移管を受けた球技場用地の一部であり、昭和 61 年から文化財収蔵庫を設置し、利用してきました。その後、令和元年 10 月に文化財収蔵庫の除却工事が完了し、同年 11 月に行政財産から普通財産に移管しました。市は、令和 2 年 2 月に、一般競争入札により当該跡地を相手方に売却し引き渡しましたが、令和 3 年 6 月末、相手方からの申し出により、当該跡地に本件雨水管が埋設されていることを確認し、本件雨水管は市が現に利用しているものであることから、市の責任において処理するよう要求を受けました。その後、相手方との協議において、球技場からの雨水が当該跡地に流入しないようにするために、市は球技場内の雨水管路を付け替える工事を行うものとし、一方、当該跡地に残置されている本件雨水管については、相手方の責任においてセメントにより管を閉塞する充填工事を実施することとしました。 市は、本件雨水管を撤去した上で、当該跡地の売却を行うべきであったところ、それを行わなかった責任があるとして、充填工事に要した費用 148 万 5 千円について相手方から請求がなされました。 市は、迅速で公正・公平な協議が期待できる公益社団法人民間総合調停センターによる和解あっせん手続、ADR を申し立て、同センターの意見を参考とし、土地の売買契約において、瑕疵のない物件を引き渡す義務を適切に履行しなかった責任があると判断し、請求額の一部として 104 万 5 千円を支払うことで、相手方と和解しようとするものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
酉家委員	昭和 59 年に大阪府から移管を受けた際には、雨水管が設置されていたか把握されていますか。

西田室長	当時いただいた図面等にあったと思いますが、所管課であるスポーツ振興担当が雨水管の存在を把握できていなかったことが、今回の原因だと考えております。
酉家委員	今回は昭和 59 年ですので仕方がないとは思いますが、場合によっては大阪府の責任ということもあるかもしれないので、しっかり情報を残しておく必要があると思います。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、その他報告事項について何かありましたら、事務局からお願いします。
辻部長	生涯学習部の辻です。 冒頭、教育長からもありましたとおり、先の令和 3 年第 11 回定例会におきまして、生涯学習部から富秋中学校区等まちづくり構想における多世代交流拠点施設に関連する青少年センターの方向性についてご報告を申し上げ、委員からの質問に対しご答弁いたしました。そのご答弁の中で一部誤りがあり、また不十分な説明となりました。この場をお借りいたしまして深くお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。 今後は、更なる内容について精査をいたしまして、適宜ご報告を申し上げ、委員のみなさま方からご意見を賜りたく存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。
小川教育長	何かご質問等ございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、本日の臨時会は終了いたします。 本日は、ありがとうございました。

令和3年和泉市教育委員会第2回臨時会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。